



第33回美幌ふるさと祭り **出店者** **募集** HP 13787

手作り出店実行委員会では、9月4日(金)～6日(日)の3日間開催される「第33回美幌ふるさと祭り」の出店者・ステージイベント出演者を募集します(令和7年度来場者数 7.5万人)。

募集期間 7月1日(水)～31日(金)の間、平日8:45～17:30に受け付け

申し込み方法

必要書類を作成のうえ、町民活動Gに提出

※必要書類は町民活動G窓口で配布しているほか、町HPからダウンロードできます。

詳細はこちらから



出店者募集

対象となる方

- 町内在住者(個人・法人・サークル)で町内に住所を有する方
- 暴力団の資金源根絶と青少年健全育成の趣旨に賛同し、実行委員会が定める規定を遵守できる方

※町外在住者による出店は原則不可(町内に勤務している町外在住の方は、職場から雇用証明書が発行された場合に限り、出店手伝い者として登録可能)。

出店テント数が100張に達するか、7月31日(金)のいずれか早い時点で締め切ります(先着順)。

ステージイベント出演者募集

内容等

ダンス、音楽、漫才、演劇等

- プロ、アマチュア、個人、団体は問いません。
- ステージ、音響設備を準備します。

出演時間 1団体あたり15分～1時間

出演料・謝礼

出演料や謝礼はありませんが、材料費・運搬費等の経費を一部負担します(上限5千円)。ただし衣装代・交通費等は対象外となります。

ステージ利用可能時間が全て埋まり次第締め切ります。

問 町民活動課 町民活動G(窓口1番) ☎ 77-6537

令和8年度介護保険料の算定の大切なお知らせ HP 20522

令和7年度税制改正において、昨今の物価上昇等への対応として給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へと10万円引き上げられました。

これにより、介護保険料の所得段階が下がる方がいるため、介護保険制度を支える大切な財源(保険料収入)が不足する恐れが出てきました(介護保険料は合計所得額等に基づき算定)。

令和8年度保険料算定における特例措置

制度の安定的な運営維持のため、令和8年度の保険料算定においては、税制改正の影響を反映させない特例措置を講じます。

これに伴い、65歳以上の皆様には給与所得控除の引き上げによる所得段階の変動を防ぎ、適切な保険料負担をお願いすることになります。

特例措置の対象者

本年4月1日時点で町内に住民票のある方で、1月1日時点において町に住民票があった方

よくある質問

- Q. 住民税は非課税なのに、介護保険料で課税とみなされるのはなぜですか？
- A. 介護保険制度は3年を1期として保険料を設定しています。令和7年度改正により保険料収入が減少すると、現在の第9期計画(令和6年度～令和8年度)の事業運営に支障が出るため、令和8年度に限り税制改正前の基準で保険料を算定します。
- Q. 収入が年金収入のみの場合はどのような影響がありますか？
- A. 今回の特例措置は、給与収入がある方のみが対象のため、年金収入のみの方は通常どおり保険料が算定されます。

詳細はこちらから



問 保健福祉課 高齢介護G ☎ 77-6542

びほろの活力共創事業補助金追加募集 HP 11953

企画事業を追加募集します

町民の皆様が地域の課題解決や地域活性化のため、新たに企画する事業を実施してみませんか。

募集期間 7月1日(水)～17日(金) (平日8:45～17:30の間に受け付け)

応募予定の団体の方は日程に余裕をもって事前にご相談ください。



応募資格・条件

- ① 町内の自治会やNPO法人、町民で構成される団体。
- ② 3人以上で組織され、代表者・事務所が町内にあること。

応募方法

必要書類(事業企画書等)を作成のうえ、町民活動G(窓口1番)に提出

※必要書類は、窓口で配布及び町HPからもダウンロードできます。

事業の審査

地域活性化事業、設備投資事業

審査委員会において応募団体から事業概要のプレゼンテーションをしていただき、審査(審査日は後日連絡)

対象事業・補助金額

区分	補助率(対象経費のみ)	上限
地域活性化事業(ソフト)	1年目 10/10以内	50万円
	2年目 8/10以内	40万円
	3年目 6/10以内	30万円
設備投資事業(ハード)	5/10以内	100万円

※補助対象経費の詳細は町HPをご覧ください。
※地域活性化事業は、同一団体が行う同一事業に限り3年目まで応募することができます。

Q&A

Q. びほろの活力共創事業はどんな事業ですか？

A. 町民の皆様が、町の課題解決や活性化に向け新たに企画し、自ら実践する事業に対し補助金を交付し、町の活力を共創し応援する事業です。

Q. どんな事業が対象になりますか？

A. 町の課題解決や活性化のため「誰もが参加できる」公益的な事業が対象です。この事業によって町が良くなる、課題が解決されるなど、事業によって「びほろの活力」が共創される企画・事業に補助金を交付します。

これまで、この補助金を活用して多くの取り組みが行われています。



プレーパーク



イキイキピアノ



花いっぱい街づくり事業

詳細はこちらから



問 町民活動課 町民活動G(窓口1番) ☎ 77-6537